

「実践型地域雇用創造事業」に取り組んでいる地域内の事業主の皆さまへ

地域における雇用創造を支援します！

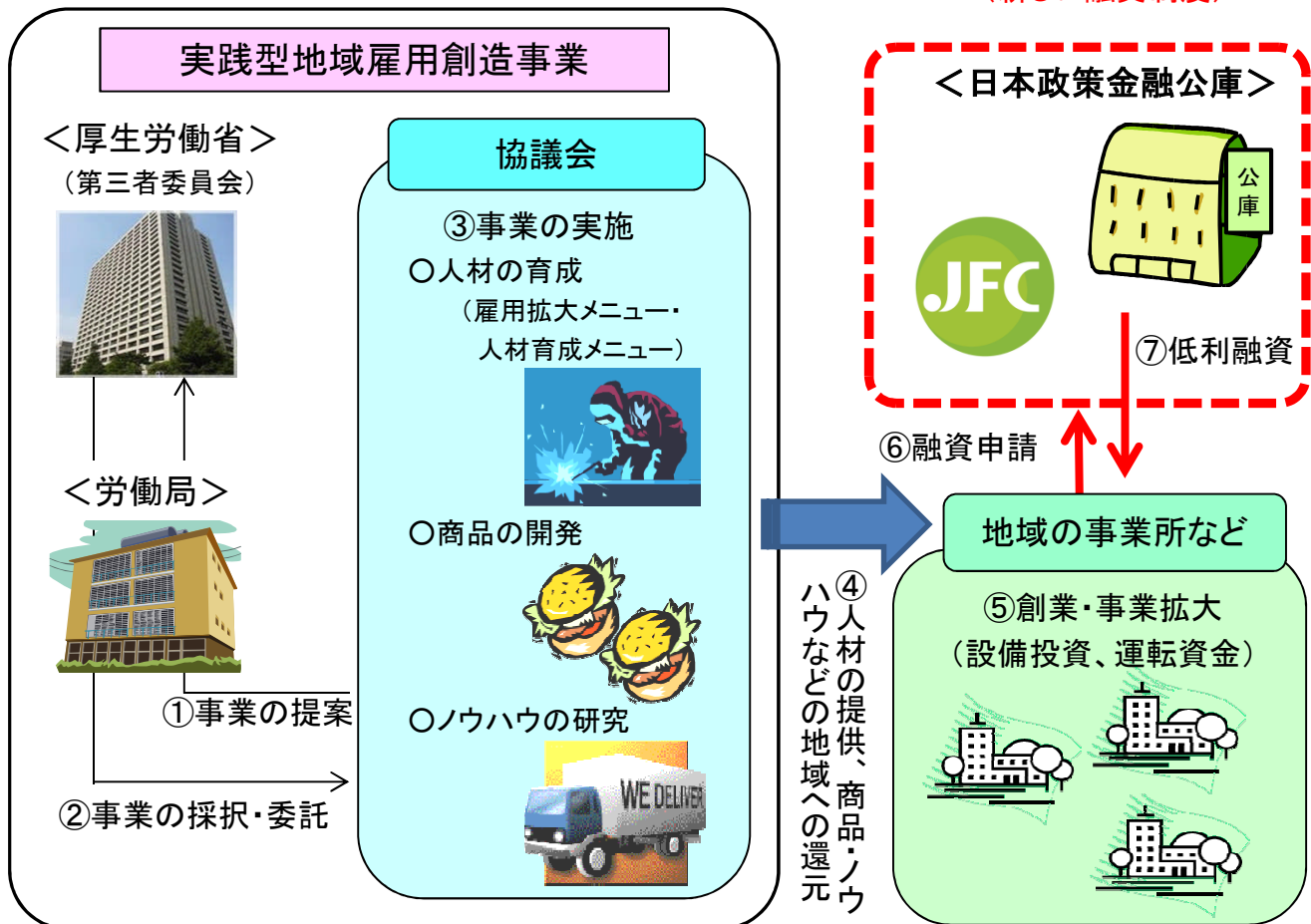
「実践型地域雇用創造事業」関連 融資制度のご案内

雇用機会が不足している地域において、「実践型地域雇用創造事業」に取り組んでいる地域内の事業主向けに、厚生労働省と株式会社日本政策金融公庫が連携して、新しい融資制度を創設しました。

実践型地域雇用創造事業で開発した商品などを利用して、創業・事業拡大を行う事業主に対して低金利で資金を融資します。

地域における雇用創造に取り組む事業主の皆さまは、ぜひ、この制度をご利用ください。

制度の概要



制度の概要

株式会社日本政策金融公庫の「地域活性化・雇用促進資金」を活用し、実践型地域雇用創造事業で開発した商品・ノウハウなどを活用して創業、事業拡大し、地域で雇用を増加させる事業主向けの融資制度です。

対象事業主（次の全ての要件を満たす方）

- (1) 実践型地域雇用創造事業の「雇用拡大メニュー」を受講している事業主
 - * 「人材育成メニュー」を受講した後、創業した事業主も対象
 - * 平成24年度以前の「地域雇用創造推進事業における雇用拡大メニュー・人材育成メニューによるセミナー」も含む
- (2) 同事業で開発された商品などを活用して創業、または事業拡大している事業主
 - * 地域雇用創造実現事業で開発した商品などの活用を含む
- (3) 上記(2)にあわせて、雇用者を2名以上増やしている事業主（ただし、以下に該当する場合に限る。それ以外の場合は3名）
 - 従業員20名以下の企業
 - 女性、若年者（30歳未満）、高齢者（60歳以上）を雇用する場合
 - 中小企業信用保険法（第2条第4項第5号）の特定業種に該当する場合

貸付条件

- 国民生活事業（個人企業や小規模企業を経営している方・創業をお考えの方）
 - 貸付利率：0.80～2.95%（貸付期間10年の場合）
 - 貸付限度：7,200万円（うち運転資金は4,800万円以内）
 - 貸付期間：設備資金15年以内
運転資金5年以内（特に必要な場合は7年以内）
 - 据置期間：設備資金2年以内、運転資金1年以内
- * 平成25年5月13日時点
適用利率は、貸付期間や担保・保証人の有無によって異なります。
- 中小企業事業（中小企業向け長期事業資金をご希望の方）
 - 貸付利率：0.95%（貸付期間10年、2億7,000万円以内の場合）
1.80%（貸付期間10年、2億7,000万円を超える場合）
 - 貸付限度：7億2,000万円（うち長期運転資金は2億5,000万円以内）
 - 貸付期間：設備投資15年以内、長期運転資金7年以内
 - 据置期間：設備資金2年以内、長期運転資金1年以内
- * 上記利率は標準的な貸付利率です（平成25年5月13日時点）。
適用利率は、貸付期間や信用リスク（担保の有無を含む）などにより異なります。

●詳しくはお近くの日本政策金融公庫までお問い合わせください。